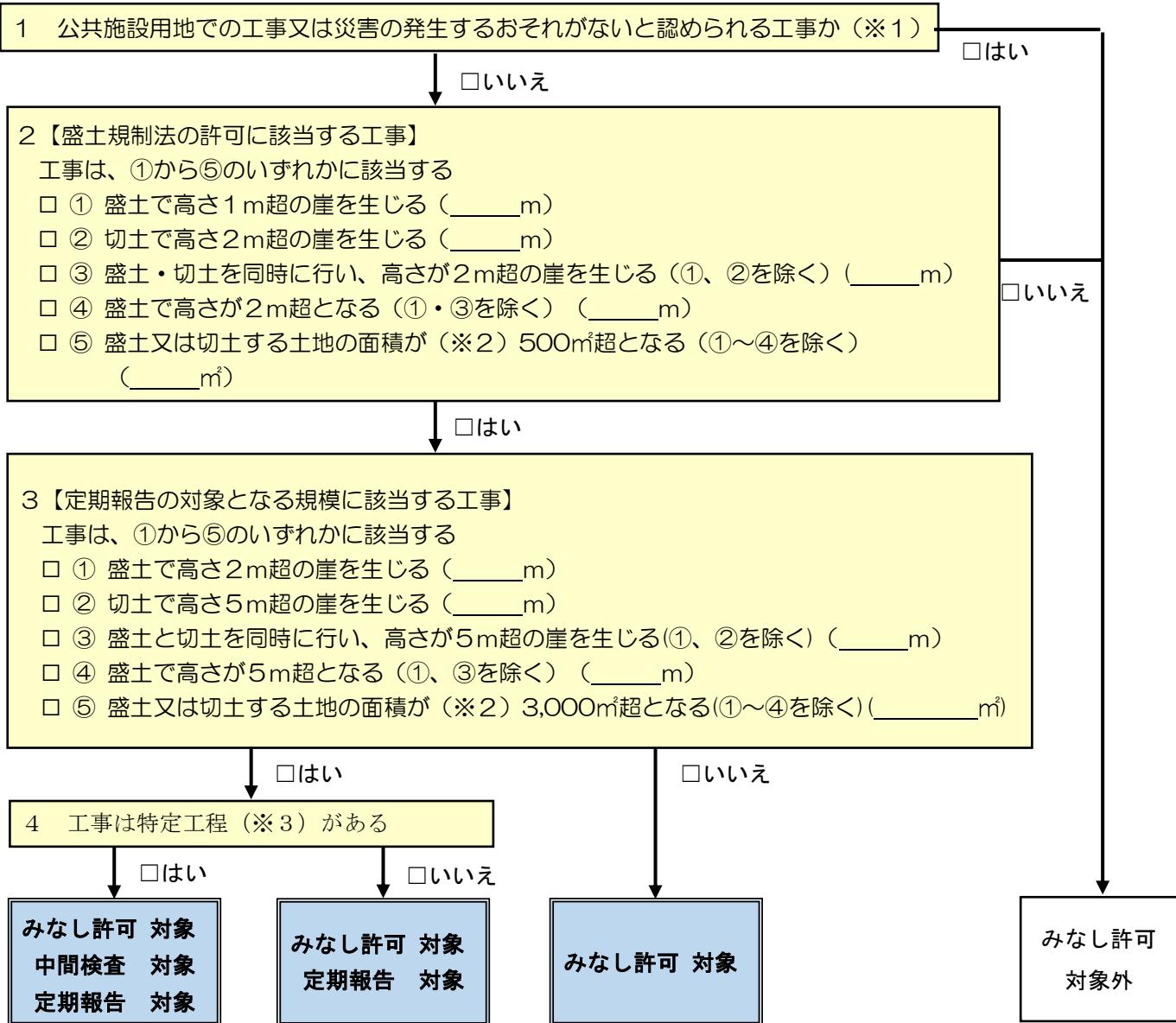


みなし許可の確認フロー



○みなし許可対象の場合の取扱い

申請書類	<input type="checkbox"/> みなし許可の確認フロー（この用紙） <input type="checkbox"/> 「盛土又は切土に関する工事の概要書」 <input type="checkbox"/> 盛土規制法の審査に必要な各種書類 ※自己居住用、1ha未満の自己業務用であっても、みなし許可を受ける場合は資力信用及び工事施行者の審査が必要となります
標識の設置	標識の設置（開発許可・盛土規制法両方の標識が必要） ※盛土規制法の許可番号年月日は開発許可の許可番号・年月日を記載する
定期報告	許可日から3か月ごとに報告
中間検査	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事について必要。

※1 盛土規制法施行令第5条、施行規則第8条に規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事等

※2 盛土又は切土する土地の面積からは以下の部分を除く

- ・盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cm以下の部分
- ・建築物の基礎構築（建築物の基礎部分を作る工事）のための根切り部分

※3 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事